

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年6月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100392 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200011 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 12 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日に訂正し、平成 28 年 7 月から令和元年 11 月までの標準報酬月額を、平成 28 年 7 月から平成 29 年 8 月までは 24 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 10 月までは 22 万円、平成 30 年 11 月から令和元年 9 月までは 20 万円、令和元年 10 月及び同年 11 月は 24 万円とすることが必要である。

平成 28 年 7 月から令和元年 11 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 7 月から令和元年 11 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 7 月 1 日から令和元年 12 月 1 日まで

令和 4 年 1 月に会社が厚生年金保険の加入手続を行ったが、時効により令和元年 12 月 1 日以降しか保険給付に反映されないことになり、給料から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間が保険給付の対象とならない記録とされているので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した平成 28 年 9 月分から同年 11 月分までの給料支払明細書及び A 社が提出した平成 28 年分から平成 31 年（2019 年）分までの源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 7 月から平成 29 年 8 月までは 24 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 10 月までは 22 万円、平成 30 年 11 月から令和元年 9 月までは 20 万円、令和元年 10 月及び同年 11 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し

提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100394 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2200001 号

第 1 結論

昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 21 日まで

私は、前回、請求期間当時の脱退手当金裁定請求書を見たところ、勤務先であった A 社の関与がうかがえる記載があったが、同社に対して脱退手当金の代理請求のための委託や委任をした憶えはなく、また、金融機関で脱退手当金を受け取ったことも会社から退職金に含めて脱退手当金を受領したこともないことから、請求期間に係る脱退手当金については、請求を行っていないとして訂正請求を行ったが、認められなかった。

請求期間について、脱退手当金の請求をしておらず、脱退手当金を受給していないことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 日本年金機構が保管する請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、住所欄には請求者が当時居住していたとされる請求者の実家の住所が記載されており、当時の脱退手当金の裁定手続に必要な退職所得の源泉徴収票が添付されていること、ii) 脱退手当金支給決定伺によると、「昭和 45. 4. 16 隔地払」の記載が確認できることから、社会保険事務所（当時）が昭和 45 年 4 月 16 日付けで請求者の脱退手当金を金融機関で支払うことを決定したことが確認できるとともに、社会保険事務所における脱退手当金の支給決定に係る事務処理に不自然な点は見当たらないこと、iii) 前述の脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名欄、事業所の名称欄及び所在地欄にはゴム印が押印されていることから、脱退手当金の請求手続についての事業所の何らかの関与がうかがえるところ、請求者は事業所に手続を委任したことはない旨主張しているが、事業所は、「従業員に対しては、退職時に、退職金の手続書類を手渡すとともに、脱退手当金の説明も行った後、脱退手当金に係る請求用紙は社会保険事務所から取り寄せ、脱退手当金を請求するか否かは本人の意思に任せていた。なお、請求者についての個別の状況は不明である。」と回答していることなどから、既に平成 27 年 7 月 8 日付けで、年金記録の訂正をすることはできないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、脱退手当金の請求をしておらず、脱退手当金を受給していないことは間違いないと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更す

べき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。